

平成 29 年 度

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査

財 政 援 助 団 体 監 査

赤 平 市 監 査 委 員

監 査 第 40 号
平成30年2月23日

赤 平 市 長 菊 島 好 孝 様
赤 平 市 議 会 議 長 北 市 勲 様
赤 平 市 教 育 委 員 会 教 育 長 多 田 豊 様
赤 平 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 壽 崎 光 吉 様
赤 平 市 農 業 委 員 会 会 長 中 村 英 昭 様

赤平市監査委員 早 坂 忠 一
赤平市監査委員 向 井 義 擴

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査【その1】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	1
2 監 査 の 範 囲	-----	1
3 監 査 の 方 法	-----	1
4 監 査 の 結 果	-----	2

第 2 定 期 監 査【その2】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	5
2 監 査 の 範 囲	-----	5
3 監 査 の 方 法	-----	5
4 監 査 の 結 果	-----	5

第 3 定 期 監 査【その3】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	7
2 監 査 の 範 囲	-----	7
3 監 査 の 方 法	-----	8
4 監 査 の 結 果	-----	8

第 4 定 期 監 査【その4】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	16
2 監 査 の 範 囲	-----	16
3 監 査 の 方 法	-----	17
4 監 査 の 結 果	-----	17

第 5 財 政 援 助 団 体 監 査

1 監査の対象団体及び実施期間等	-----	26
2 監 査 の 範 囲	-----	26
3 監 査 の 方 法	-----	26
4 監 査 の 結 果	-----	26

第 1 定 期 監 査【その1】

1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成29年4月5日 ～ 平成29年4月26日
社 会 福 祉 課	
介 護 健 康 推 進 課	
建 設 課	
上 下 水 道 課	
議 会 事 務 局	
農 業 委 員 会 事 務 局	
学 校 教 育 課	
あ か び ら 市 立 病 院	

2 監 査 の 範 囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに執行された支出の特例による**資金前渡**に関する事務

3 監 査 の 方 法

監査対象課局から提出された書類をもとに、資金前渡金の請求から収支の精算に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、関係諸帳簿、支出証書及び預金通帳を照合、資金前渡職員へ質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

監 査 関 係 書 類

支出負担行為決議書、前渡金出納簿、精算書（前渡金精算書）、領収書等証拠書類、納付書（戻入）、預金通帳

4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、各資金前渡職員に是正、検討を指導した。

○ 総務課

係 等 名	調査件数
職 員 担 当	2
庶 務 係	1
秘 書 担 当	2

(1) 特に指摘事項なし。 (職員担当)

(2) 特に指摘事項なし。 (庶務係)

(3) 前渡金出納簿・交際費使用伺・資金前渡精算書の押印漏れが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
(秘書担当)

○ 社会福祉課

係 等 名	調査件数
地 域 福 祉 係	2
子 ども 未 来 ・ 医 療 給 付 係	2

(1) 特に指摘事項なし。 (地域福祉係)

(2) 特に指摘事項なし。 (こども未来・医療給付係)

○ 介護健康推進課

係 等 名	調査件数
介 護 保 険 係	1
介 護 支 援 係	1
愛 真 ホ ー ム 生 活 指 導 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (介護保険係)

(2) 支出負担行為決議書及び精算書の摘要欄の取扱期間に記載誤りが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。

(介護支援係)

(3) 特に指摘事項なし。 (愛真ホーム生活指導係)

○ 建設課

係 等 名	調査件数
建 築 係	0

調査対象簿冊なし。

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
管 理 係	4

(1) 特に指摘事項なし。 (管理係)

○ 議会事務局

係 等 名	調査件数
総 務 議 事 担 当	2

(1) ハイヤー借上料及び高速道路使用料について、領収書の宛名が資金前渡職員となっていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。

(総務議事担当)

○ 農業委員会事務局

係 等 名	調査件数
農 地 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (農地係)

○ 学校教育課

係 等 名	調査件数
総 務 係	4
学 校 教 育 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (総務係)

(2) 特に指摘事項なし。 (学校教育係)

○ あかびら市立病院

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 ・ 経 営 企 画 担 当	2

(1) 特に指摘事項なし。 (庶務経理・経営企画担当)

第 2 定期 監 査【その2】

1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成29年5月1日 ～ 平成29年5月23日
上 下 水 道 課	
市 立 病 院 管 理 課	

2 監 査 の 範 囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに執行された**物品の購入契約**に関する事務

3 監 査 の 方 法

監査対象課局から提出された書類をもとに、契約の方法及び手続、契約締結並びに契約の履行に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

監 査 関 係 書 類

物品購入伺書、入札等実施伺書、物品購入契約締結伺書、契約書その他関係書類

4 監 査 の 結 果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

○ 総務課

係 等 名	調査件数
契 約 管 財 係	29

- (1) 特に指摘事項なし。 (契約管財係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
管 理 係	16

- (1) 浄水場薬品の単価契約において、市内指名登録業者のうち入札参加意思のある業者が1社のみという理由により、平成25年度から同一業者のみと見積合わせを執行し契約しており、そのため、契約金額が予定価格とほぼ同額となっている。

このことは、競争原理が働いているとは言い難いことから、予定支出総額が赤平市契約事務取扱規則第17条第1項で定める額（80万円）を超える物品については、市外指名登録業者を含めた競争入札を執行することについて検討されたい。 (管理係)

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 係	11

- (1) A重油の単価契約において、入札執行時の選考報告書に、委員会開催日の誤った記載が見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 個人用透析装置の契約において、物品検査決定書の検査員職氏名に、誤った記載が見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (3) SPDシステムの契約において、随意契約の執行であるが、不要である選考報告書・指名業者選考調書が添付されていたことから、適正な事務処理に努められたい。

(庶務経理係)

第3 定期監査【その3】

1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成29年8月4日 ～ 平成29年10月23日
企 画 課	
財 政 課	
税 務 課	
市 民 生 活 課	
社 会 福 祉 課	
介 護 健 康 推 進 課	
商 工 労 政 観 光 課	
農 政 課	
建 設 課	
上 下 水 道 課	
議 会 事 務 局	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	
学 校 教 育 課	
社 会 教 育 課	
市 立 病 院 管 理 課	
市 立 病 院 医 事 課	

2 監 査 の 範 囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに執行された**工事**，**委託等の契約**に関する事務

3 監査の方法

監査対象課局から提出された書類をもとに、契約の方法及び手続、契約締結並びに契約の履行に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

監査関係書類

施工伺起案書、見積依頼書、入札等実施伺書、契約締結伺書、予定価格書、見積書、契約書、その他関係書類

4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

○ 総務課

係 等 名	調査件数
職 員 係	1
庶 務 係	6

(1) 特に指摘事項なし。 (職員係)

(2) 業務委託契約の事務処理において、委託執行入札・見積指名伺に随意契約を締結しようとする理由が記載されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。 (庶務係)

○ 企画課

係 等 名	調査件数
移 住 ・ 定 住 担 当	1
広 報 広 聴 係	3

(1) 特に指摘事項なし。 (移住・定住担当)

(2) 特に指摘事項なし。 (広報広聴係)

○ 財政課

係 等 名	調査件数
財 政 係	2
契 約 管 財 係	7

(1) 特に指摘事項なし。 (財政係)

(2) 特に指摘事項なし。 (契約管財係)

○ 税務課

係 等 名	調査件数
市 税 係	2
納 税 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (市税係)

(2) 特に指摘事項なし。 (納税係)

○ 市民生活課

係 等 名	調査件数
戸 籍 年 金 係	2
医 療 保 険 係	5
国 保 賦 課 徴 収 係	1

生 活 環 境 交 通 係	9
茂 尻 支 所 総 務 係	1

- (1) 特に指摘事項なし。 (戸籍年金係)
- (2) 設計図書等の作成を省略することができない価格の中で、省略しているものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。 (医療保険係)
- (3) 特に指摘事項なし。 (国保賦課徴収係)
- (4) 住友地区共同浴場管理において、ボイラーの運転業務における資格（技師免許又は講習修了者）の有無が確認されていないことから、資格証等の写しを求めることに留意されたい。
- (5) 資源ごみ（古紙）保管・配送の契約書並びに複数の工事の請書には、業務処理要領及び施工するための設計図書が編冊され存在する記載となっているが、編冊されていないことから請書等の記載内容に留意し処理されたい。 (生活環境交通係)
- (6) 特に指摘事項なし。 (茂尻支所総務係)

○ 社会福祉課

係 等 名	調査件数
地 域 福 祉 係	5
子 ども 未 来 ・ 医 療 給 付 係	3

- (1) 委託契約に関する監査対象簿冊5件について、見積書（入札書等）の提出は受けているが、参考見積を徴していないことから、赤平市契約事務取扱規則第18条に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (2) 緊急通報システム保守において、契約書の中で再委託を禁止しているため再委託の承諾書が提出されているが、再委託先が記載されていないまま双方で記名押印を行い契約が成立していたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 緊急通報システム保守の契約書中、契約金額が単価実績値であることから概算契約金額及び年額として記載しているが、入札（見積）執行により締結していることから、赤平市契約事務取扱規則第20条第2項第2号に基づき、概算契約金額とならないことに留意されたい。
- (4) 生きがいと健康づくり事業及び生活保護等版レセプト管理システムクラウドサービス導入業務について、予定価格50万円を超える随意契約の方法及び根拠が記載されてい

いことから、地方自治法施行令第167条の2に基づく根拠法令を記載することに留意されたい。
(地域福祉係)

- (5) 警備及び赤平市各保育所遊具点検業務において、少額委託施行票の設計価格が予算残額を超えて設計されていたことから、地方自治法第232条の3に基づき慎重かつ適正な事務処理に努められたい。
(子ども未来・医療給付係)

○ 介護健康推進課

係 等 名	調査件数
介 護 保 険 係	2
健 康 づ く り 推 進 係	6
介 護 支 援 係	2
愛 真 ホ ー ム 生 活 指 導 係	4

- (1) 特に指摘事項なし。
(介護保険係)
- (2) 履行確認のための、会計管理者の合議のないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
(健康づくり推進係)
- (3) 業務委託契約の事務処理において、監督員と検査員を同一人に行わせているものが見受けられたことから、契約の適正な履行を確保する観点から、相互けん制させることにより厳正を期することについて検討されたい。
- (4) 業務完了調書が作成されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
(介護支援係)
- (5) 業務委託契約の事務処理において、随意契約の理由として、その性質又は目的が競争入札に適さない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用すべきところ、第6号の適用が見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
(愛真ホーム生活指導係)

○ 商工労政観光課

係 等 名	調査件数
商 工 労 政 係	3
観 光 係	6

(1) 特に指摘事項なし。 (商工労政係)

(2) 特に指摘事項なし。 (観光係)

○ 農政課

係 等 名	調査件数
農 政 係	8
林 業 係	9

(1) 工事完成通知書，工事検査決定書，工事完成検査調書の完成年月日に相違が見受けられたことから，適正な事務処理に努められたい。

(2) 少額工事施行票に，現場説明場所及び監督員の記載漏れが見受けられたことから，適正な事務処理に努められたい。 (農政係)

(3) 特に指摘事項なし。 (林業係)

○ 建設課

係 等 名	調査件数
建 築 指 導 担 当	1
住 宅 係	22
建 築 係	6
管 理 計 画 係	13
土 木 係	30

(1) 特に指摘事項なし。 (建築指導担当)

(2) 特に指摘事項なし。 (住宅係)

(3) 請負人から提出された前払金交付願の代表者住所に誤りが見受けられたことから，適正な事務処理に努められたい。 (建築係)

(4) 特に指摘事項なし。 (管理計画係)

(5) 特に指摘事項なし。 (土木係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
上 下 水 道 建 設 係	8

- (1) 実施設計（事業計画変更資料作成業務）の入札執行において、入札代理人の委任状が提出されていなかったことから、適正な事務処理に努められたい。（上下水道建設係）

○ 議会事務局

係 等 名	調査件数
総 務 議 事 係	1

- (1) 契約担当者において、業務監督と業務完了検査まで一連の作業が一人で行われていた。契約の適正な履行確保のため、監督と検査の職務を分けて、相互けん制することに留意されたい。（総務議事係）

○ 選挙管理委員会事務局

係 等 名	調査件数
選 挙 係	3

- (1) 特に指摘事項なし。（選挙係）

○ 学校教育課

係 等 名	調査件数
総 務 係	13
学 校 給 食 セ ン タ ー 業 務 係	3

- (1) 業務委託契約の事務処理において、見積合わせ執行の際に、見積書提出参加者から提出された見積書に会社名が記載されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。（総務係）

- (2) 特に指摘事項なし。（学校給食センター業務係）

○ 社会教育課

係 等 名	調査件数
社 会 体 育 係	6
交 流 セ ン タ ー み ら い 管 理 係	3
図 書 館 図 書 係	4
東 公 民 館 管 理 係	5
文 化 財 保 護 室 文 化 財 保 護 係	1

(1) 管理業務（市民プール及び赤平パークゴルフ場）の委託契約の事務処理において、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額を超えているため競争入札による契約が適当であるが、見積合わせにて契約しているものが見受けられたことから、競争入札を執行することに留意されたい。（社会体育係）

(2) ワックス及びカーペット清掃の業務委託契約の事務処理において、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額を超えているため競争入札による契約が適当であるが、見積合わせにて契約しているものが見受けられたことから、競争入札を執行することに留意されたい。（交流センターみらい管理係）

(3) 特に指摘事項なし。（図書館図書係）

(4) 講座業務の契約について、少額業務委託等施行票により処理し届出書類の省略が散見されたが、少額業務委託等施行票による処理は適当ではないことから、競争入札を執行することに留意されたい。（東公民館管理係）

(5) 特に指摘事項なし。（文化財保護室文化財保護係）

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 係	6
(管 理 課) 事 務 次 長	1
施 設 係	7

(1) 特に指摘事項なし。（庶務経理係）

(2) 特に指摘事項なし。（（管理課）事務次長）

- (3) 委託契約における監査対象簿冊について、入札執行時間および業務期間等一致すべき記載内容が相違又は記載遺漏しているものが散見されたことから、慎重かつ適正な事務処理に努められたい。
- (4) 医療ガス設備点検業務について、予定価格調書作成の際に設計金額及び予算額を超えた額で調書が作成されていたことから、適正な事務処理に努められたい。（施設係）

○ 市立病院医事課

係 等 名	調査件数
医 事 係	3

- (1) 全体的に、随意契約により契約締結をする場合に、必要な設計図書等の作成がされていないものが散見されたことから、設計図書等の作成が省略可能であるかの確認をすることに留意されたい。（医事係）

第4定期監査【その4】

1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
市 民 生 活 課	平成29年10月16日 ～ 平成29年12月22日
社 会 福 祉 課	平成29年11月30日 ～ 平成30年 2月16日
介 護 健 康 推 進 課	平成29年10月26日 ～ 平成29年11月1日
商 工 労 政 観 光 課	平成29年11月15日 ～ 平成29年11月22日
農 政 課	平成29年11月23日 ～ 平成29年11月28日
建 設 課	平成29年12月22日 ～ 平成30年1月22日
上 下 水 道 課	平成29年12月11日 ～ 平成29年12月22日
会 計 課	平成29年10月25日 ～ 平成29年10月25日
農 業 委 員 会 事 務 局	平成30年1月26日 ～ 平成30年2月2日

2 監 査 の 範 囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに執行された収入・支出に関する事務，財産管理に関する事務並びに一般文書に関する事務

3 監査の方法

監査対象課局から提出された書類をもとに、当該課局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

監査関係書類

(1) 収入に関する事務

調定決議書、滞納繰越伺書、不納欠損伺書その他関係書類

(2) 支出に関する事務

支出負担行為決議書、補助金（負担金）交付申請書、実績報告書、出張命令書（復命書）、精算書、臨時職員勤務実績報告書、賃金支給内訳書

(3) 財産管理に関する事務

行政財産使用許可申請書、備品台帳

(4) 一般文書に関する事務

文書簿冊

4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

なお、文書は市の事務を処理していく上で基本となるものであり、行政内部に限らず、住民に対し行政の意思を正確に伝達する上でも重要な役割を担っている。

さらに、文書は行政機関の意思を伝達する手段であると同時に、意思決定の証拠物件として保存され、後日における執務の参考資料として利用されるという役割を担っていることから、文書事務は適正かつ確実に、しかも統一的に行う必要があるが、電子メール等による伝達手段の変化並びに効率性を優先することから不適切な文書管理が見受けられたため、関係規程を再確認するとともに、慎重かつ適正な事務処理に努められたい。

また、文書事務の統一性の確保並びに効率的な事務執行のためにも、現状に即した文書事務取扱規程の整備について十分検討されたい。

○ 市民生活課

係 等 名	調査件数
戸 籍 年 金 係	3
医 療 保 険 係	6
国 保 賦 課 徴 収 係	4
生 活 環 境 交 通 係	7
茂 尻 支 所 総 務 係	2

- (1) 一般文書並びに国民年金事務費交付金関係文書について、決裁権者である課長の意思決定がされていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条に基づき処理されたい。
- (2) 監査対象簿冊全体的に、文書管理票へ記載すべき内容の誤記及び記載遺漏が散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
(戸籍年金係)
- (3) 監査対象簿冊全体的に、文書管理票へ記載すべき内容の誤記及び記載遺漏が散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (4) 特定健康診査等関係書について、異なる分類番号や件名であれば簿冊ごとに編冊することとなるが、1冊の簿冊に集約し不適切な編冊処理が行われていたことから、赤平市文書事務取扱規程第39条に基づき処理されたい。
- (5) 法令通達関係について、閲覧済完結として起案処理しているものが散見されたが、閲覧することで文書が完結するものではないことに留意されたい。
(医療保険係)
- (6) 国民健康保険税調定額及び収入済額調の編冊方法について、文書の処理に関する年度、会計年度による文書の特例並びに未完結文書の処理は、赤平市文書事務取扱規程第9条、第38条及び第48条に基づき処理することに留意されたい。
(国保賦課徴収係)
- (7) 赤平市交通安全指導員会運営事業補助金及び赤平市交通安全推進協議会運営事業補助金の起案書訂正について、公文書の改ざんと疑われることのないよう、二重線で訂正印を押印する方法により処理されたい。
- (8) 北海道消費者行政推進事業について、課長の閲覧に付されていない、また27年度文書の未完結繰越処理が行われないうまま、28年度文書として編冊されていたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (9) し尿処理手数料について、赤平市では私債権と位置づけられており、不納欠損処理を行う場合は、時効の援用を要することから早急に改善し適正な事務処理に努められたい。
(生活環境交通係)

(10) 特に指摘事項なし。

(茂尻支所総務係)

○ 社会福祉課

係 等 名	調査件数
保 護 係	2
子 ども 未 来 ・ 医 療 給 付 係	3
地 域 福 祉 係	5

- (1) 文書管理票へ登載されているが、文書の編冊がされていないものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第37条第1項の規定に基づき、適正に処理されたい。
- (2) 收受文書について、課長の閲覧に付していないものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第15条第1項の規定に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 個人情報目的外利用について、赤平市関係法令に基づかない方法の依頼を受け、結果データ提供を行っているものが散見されたことから、赤平市個人情報保護条例及び施行規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- (4) 起案書について、決裁権者である課長の意思決定が行われていない文書が散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第1項及び第3項に基づき適正に処理されたい。

(保護係)

- (5) 会計年度による文書の特例として処理すべき文書管理票、並びに收受文書が散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第48条に基づき適正に処理されたい。

(子ども未来・医療給付係)

- (6) 障害関係一般文書について、編冊文書全体的に收受文書を閲覧のみで処理を終えているものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第15条に基づき配布された文書の適正な事務処理に努められたい。
- (7) 障害関係一般文書について、起案書の決裁欄に決裁権者の意思決定がされていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条の規定に基づき適正に処理されたい。
- (8) 赤平市補助金関係書（障害関連）について、27年度完結として処理すべき文書管理票が28年度として処理されていたことから、赤平市文書事務取扱規程第48条に基づき適正に処理されたい。
- (9) 赤平市補助金関係書（障害関連）について、当初交付申請から事業完了後の実績報告まで、算出の根拠となる添付書類の不備が散見されたことから、赤平市補助金等交付規則を再確認のうえ適正な事務処理に努められたい。
- (10) 民生委員等関係経費に係る負担金交付申請について、当初交付（概算交付）申請及び変更交付申請の経過が分かる書類の編冊がされていなかったことから、交付金の申請における一連の流れが把握できるような編冊に努められたい。

- (11) 民生委員等関係経費に係る負担金概算交付申請の提出における起案書について、起案者の押印のみで終え、順次直属の上司の承認を経て決裁者の決裁を受けずに提出しているものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第1項の規定に基づき適正に処理されたい。(地域福祉係)

○ 介護健康推進課

係 等 名	調査件数
介 護 保 険 係	4
健 康 づ く り 推 進 係	2
介 護 支 援 係	3
愛 真 ホ ー ム	3

- (1) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが見受けられたが、保存年限5年以上の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案することに留意されたい。
- (2) 施行年月日が平成29年度中である文書が散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第38条の規定により、未完結文書繰越票により翌年度に繰越し新番号を付して、翌年度の文書として保存することに留意されたい。
- (3) 文書管理票への記載において、収発年月日及び施行年月日に誤りのあるものが見受けられたことから、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。
- (4) 決裁権者（課長）の意思決定行為が行われていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。(介護保険係)
- (5) 覚書に収入印紙が貼付されているが、金額が明確に記載された文書ではないことから、非課税文書となり、収入印紙の貼付が不要とされることから、締結相手に対し適切な指導をするように努められたい。
- (6) 施行年月日が平成29年度中である文書が散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第38条の規定により、未完結文書繰越票により翌年度に繰越し新番号を付して、翌年度の文書として保存することに留意されたい。(健康づくり推進係)
- (7) 保存年限 5年の文書の簿冊において、保存期間が1年または3年が適当と思われる文書が混在していることから、文書保存年限基準により適正に判断し編冊されたい。
- (8) 收受文書において、起案及び決裁処理をしていないものが散見されたことから、基本的な事務処理を再確認し適正な事務処理に努められたい。
- (9) 行政文書目録兼保存文書カードにおいて、保存年限に誤りのあるものが見受けられたことから、基本的な事務処理を再確認し適正な事務処理に努められたい。
- (10) 文書管理票への記載において、同一件名にて番号の相違しているものが見受けられた

ことから、適正な事務処理に努められたい。

(介護支援係)

- (11) 配布された文書に、課長の閲覧印が押印されていないものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (12) 出張命令書及び出張復命書の旅行地に誤りがあるものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
(愛真ホーム)

○ 商工労政観光課

係 等 名	調査件数
商 工 労 政 係	4
観 光 係	3

- (1) 「店舗近代化促進事業助成金関係書」において、助成金申請書に課長の閲覧印が押印されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 「店舗近代化促進事業助成金関係書」において、簿冊の背表紙の分類に誤りが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書に収受印及び課長の閲覧印が押印されていないものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (4) 「平成28年度労働文化事業」の補助事業等実績報告において、指令年月日に誤りが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (5) 「赤平産業フェスティバル実行委員会事業」の文書管理票への記載において、収発年月日及び施行年月日に誤りが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (6) 「赤平産業振興人財育成事業」の補助事業等実績報告において、補助事業者等から提出された実績報告書に申請者の印が押印されていないことから、適正な事務処理に努められたい。
- (7) 「赤平産業振興人財育成事業」の文書において、収発番号第83号及び第286号については一連の文書であることから、同一番号にて処理されたい。(商工労政係)
- (8) 文書管理票への記載において、保存年限が起案書と相違するものが散見されたことから基本的な事務処理を再確認し適正な事務処理に努められたい。
- (9) 文書管理票に未記載の文書が編冊されているものが散見されたことから、基本的な事務処理を再確認し適正な事務処理に努められたい。
- (10) 補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書に収受印及び課長の閲覧印が押印されていないものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (11) 施行年月日が平成29年度中である文書が散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第38条の規定により、未完結文書繰越票により翌年度に繰越し新番号を付して、翌年

度の文書として保存することに留意されたい。

(観光係)

○ 農政課

係 等 名	調査件数
農 政 係	3
林 業 係	3

- (1) 文書管理票への記載において、収発年月日及び施行年月日に誤りのあるものが散見されたことから、適正な事務処理について留意されたい。
- (2) 決裁権者（課長）の意思決定行為が行われていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 補助事業等実績報告書に基づく起案書の起案文において、「了知として如何ですか。」と記載されているものが散見されたことから、補助金等の交付目的に沿った事業が行われたかどうかの審査結果について記載することに留意されたい。
- (4) 補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書に収受印及び課長の閲覧印が押印されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (5) 「平成28年度施肥低減促進事業」の補助金等交付申請において、赤平市補助金等交付規則第5条の3に規定する補助事業等変更申請（様式第2号の2）及び、補助事業等変更決定通知書（様式第2号の3）による申請者への通知がされていないことから、適正な事務処理に努められたい。
- (6) 「平成28年度施肥低減促進事業」の一連の文書において、平成27年度文書が編冊されていたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (7) 「平成28年度普及宣伝支援事業」の文書において、補助事業者等から赤平市補助金等交付規則第8条に規定する補助事業等実績報告書（様式第4号）が提出されていないことから、適正な事務処理に努められたい。

(農政係)
- (8) 同一件名の複数の文書を同一収発番号で処理しているもの及び複数の文書を同一収発番号で処理しているものが見受けられたが、施行年月日及び件名が異なることから、文書管理票の「文書の内容」欄を利用し、それぞれの文書が解るよう工夫することについて検討されたい。

(林業係)

○ 建設課

係 等 名	調査件数
住 宅 係	2

建 築 指 導 担 当	2
建 築 係	3
管 理 計 画 係	2
土 木 係	7

(1) 行政財産使用許可申請関係について、收受した文書は、收受印を押印し課長の閲覧に付することとなっているが、それらの事務処理の遺漏が散見されたことから赤平市文書事務取扱規程第11条第2項及び同規程第15条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努められたい。
(住宅係)

(2) 特に指摘事項なし。
(建築指導担当)

(3) 特に指摘事項なし。
(建築係)

(4) 道路関係文書について、文書管理票に記載されている施行年月日が、起案書の施行年月日と相違しているもの、また、文書管理票が作成されていない收受文書の編冊が散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
(管理計画係)

(5) 監査対象簿冊全てにおいて、文書管理票へ記載する収発年月日及び施行年月日の誤記並びに記載遺漏が散見されたことから、基本的な事務処理を再確認するとともに適正な事務処理に努められたい。
(土木係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
管 理 係	4
上 下 水 道 建 設 係	2

(1) 文書管理票への記載において、収発信者が記載されていないものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。

(2) 起案書の決裁において、同一課内においては回覧又は供覧とすべきところ合議とされているものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。

(3) 文書管理票への記載はあるが、簿冊に編冊がされていない文書が見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。

(4) 文書管理票への記載において、施行日が起案書と相違するものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。

(5) 決裁権者（課長）の意思決定行為が行われていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
(管理係)

(6) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが散見されたが、保存年限5年以上の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案することに留意されたい。

(7) 起案書の決裁において、同一課内においては回覧又は供覧とすべきところ合議とされているものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。

(上下水道建設係)

○ 会計課

係 等 名	調査件数
会 計 係	2

(1) 文書の余白に起案文を記載し決裁を受けて処理しているものが散見されたが、保存年限5年以上の文書は軽易な事案ではないことから、赤平市文書事務取扱規程第18条第1項の規定により、起案書を用いて起案することに留意されたい。

(2) 文書管理票への記載において、収発年月日及び施行年月日に誤りのあるものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。

(3) 同一件名の複数の文書を同一収発番号で処理しているもの及び複数の文書を同一収発番号で処理しているものが見受けられたが、施行年月日及び件名が異なることから、文書管理票の「文書の内容」欄を利用し、それぞれの文書が解るよう工夫することについて検討されたい。

(会計係)

○ 農業委員会事務局

係 等 名	調査件数
農 地 係	3

(1) 農業委員会一般文書綴に編冊されている出張復命書の全てについて、係から順次決裁者へ回付されていたことから、赤平市職員服務規程第16条の規定に基づき処理されたい。

(2) 農業委員会一般文書綴について、処理事案に対し決裁者である局長の意思決定がされていないもの、また、決裁者の意思決定を受けずに先方へ報告しているものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条及び第30条の規定に基づき適正な事務処理に努められたい。

(3) 赤平市農業委員会総会議案綴に編冊されている4月～12月の総会開催の起案書について、施行日の誤記並びに起案・決裁の月日が、施行日より遅い日付のものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第30条、第36条第2号及び第3号の規定に基づき

適正な事務処理に努められたい。

- (4) 赤平市農業委員会総会議案綴に編冊されている全ての招集通知について，起案・決裁の処理を行わず，また，決裁者の意思決定を受ける前に委員招集の通知を発行していたことから，赤平市文書事務取扱規程第4章～第6章（起案，決裁，施行）に基づき適正な事務処理に努められたい。

（農地係）

第 5 財政援助団体監査

1 監査の対象団体及び実施期間等

対 象 団 体	財政援助の内容	金額（円）	実施期間
民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会 運 営 事 業 補 助 金	4,658,980	平成30年2月13日
赤平観光協会	赤平観光協会 運 営 事 業 補 助 金	8,247,948	
赤平市特産品推進協議会	赤平市特産品推進協議会 運 営 事 業 補 助 金	10,725,062	

2 監 査 の 範 囲

平成28年度における財政援助に係る出納その他の事務

3 監 査 の 方 法

財政援助を行った関係課局及び監査対象団体から提出された書類をもとに、主に補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合、当該団体の関係者に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監 査 の 結 果

財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行状況、所管課の指導状況等について監査を実施した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、当該団体及び所管課に是正、検討を指導した。

なお、団体の結果は以下のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、より適正な補助事業の執行に努められたい。

○ 民生委員児童委員協議会

(1) 団体に関する事項

現金出納簿，預金通帳及び関係帳票類との整合性がないことから，内部の監査機能を強化するとともに，適正な会計処理に努め，補助金等交付の透明性の確保を図られたい。

(2) 所管課局（社会福祉課）に関する事項

財政援助団体の補助金等については，公益上必要と認められる場合に限られることから，補助金の交付目的を明確にして，当該団体と補助対象経費，補助率及び交付方法等について十分協議の上要綱等を整備するとともに，当該団体から補助対象事業に限った収支予算書及び収支決算書並びに詳細な事業計画書及び事業報告書の提出を求め補助金の交付目的に沿って慎重かつ，厳正な内容審査に努められ，その透明性の確保を図られたい。

○ 赤平観光協会

(1) 団体に関する事項

火まつり特別会計の決算が，年度中に処理されていなかった，また，エルム高原まつりの決算書において，数値の転記誤りが見受けられたことから，現金出納簿，預金通帳及び関係帳票類との整合性を図り，内部の監査機能を強化するとともに，適正な会計処理に努め，補助金等交付の透明性の確保を図られたい。

(2) 所管課局（商工労政観光課）に関する事項

財政援助団体の補助金等については，公益上必要と認められる場合に限られることから，補助金の交付目的を明確にして，当該団体と補助対象経費，補助率及び交付方法等について十分協議の上要綱等を整備するとともに，当該団体から補助対象事業に限った収支予算書及び収支決算書並びに詳細な事業計画書及び事業報告書の提出を求め補助金の交付目的に沿って慎重かつ，厳正な内容審査に努められ，その透明性の確保を図られたい。

○ 赤平市特産品推進協議会

(1) 団体に関する事項

補助事業等変更申請書（様式第2号の2）が未提出、また、補助事業者等変更決定通知書（様式第2号の3）も未通知のまま、当該団体から補助金の一部が返還されたことから、赤平市補助金等交付規則第5条の2第1項及び第2項の規定に基づき適正な事務処理に努められるとともに、現金出納簿、預金通帳及び関係帳票類の検査等内部の監査機能を強化し、適正な会計処理に努め、補助金等交付の透明性の確保を図られたい。

(2) 所管課局（商工労政観光課）に関する事項

財政援助団体の補助金等については、公益上必要と認められる場合に限られることから、補助金の交付目的を明確にして、当該団体と補助対象経費、補助率及び交付方法等について十分協議の上要綱等を整備するとともに、当該団体から補助対象事業に限った収支予算書及び収支決算書並びに詳細な事業計画書及び事業報告書の提出を求め補助金の交付目的に沿って慎重かつ、厳正な内容審査に努められ、その透明性の確保を図られたい。